

秋田米（輸出用米・業務用米）の取引拡大に向けた商談会開催業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する、秋田米（輸出用米・業務用米）の取引拡大に向けた商談会開催に当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するため必要な事項を定めるものです。

1 業務概要

- (1) 業務名 秋田米（輸出用米・業務用米）の取引拡大に向けた商談会開催業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託上限額 9,088,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）

2 実施スケジュール

- (1) 実施要領の公開 令和8年4月21日（火）
- (2) 質問書の提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時
- (3) 質問に対する回答期限 令和8年5月7日（木）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和8年5月15日（金）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和8年5月25日（月）午後5時
- (7) 審査会の実施 令和8年6月2日（火）
- (8) 審査結果の通知 令和8年6月4日（水）予定
- (9) 契約締結 令和8年6月中旬予定

3 参加資格

本企画提案競技への参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者で、県から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 資格要件
 - ① 日本国内に拠点を置く法人または団体であること。
 - ② 国内及び海外の米市場情勢に精通し、産地と実需者等のマッチング業務、取引拡大に向けた商談会開催等に携わったことのある者。
 - ③ 次に掲げる者以外の者。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）。
 - ウ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者
 - エ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者。
- (2) 参加条件

- ① 過去5年以内に日本国内の自治体の輸出用米・業務用米に関する支援等の実績があること。

4 実施要領及び仕様書に関する質疑応答

- (1) 提出書類 実施要領等に関する質問書(様式1)
- (2) 提出期限 令和8年4月28日(火)午後5時
- (3) 提出先 12の事務局
- (4) 提出方法 電子メールによる。
- (5) 回答 令和8年5月7日(木)までに電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載します。回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

5 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする方は、次により申請し、3に規定する参加資格の確認を受けてください。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案競技参加資格確認申請書(様式2)
 - ② 参加者概要表(様式3)
 - ③ 参加資格確認申請受付票(様式5)
- (2) 提出期限
令和8年5月11日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出先
12の事務局
- (4) 提出方法
持参又は郵送、電子メールによる。
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出してください。なお、持参又は郵送の場合の部数は、各1部とします。
- (5) 確認結果
令和8年5月15日(金)までに、電子メールに及び郵送により通知します。
- (6) 参加資格の喪失及び辞退
 - ① 参加資格確認後に資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取消します。
 - ③ 参加資格確認後に都合により参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届(様式4)を提出してください。
- (7) 参加が認められなかった方に対する説明
参加資格確認の結果、参加が認められなかった方は、県に対して書面(様式任意)でその理由の説明を求めることができます。

6 事業共同体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、事業共同体を組む場合は、次のとおりとしてください。

- (1) 事業共同体には、「3 参加資格」(1)①、②に該当する者を1者以上含むものとし、また、全ての構成員が「3 参加資格」(1)③の参加要件を満たす必要があります。
- (2) 事業共同体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独又は他の事業共同体の構成員として企画提案競技に参加することはできません。

- (3) 各構成員は対等の立場で、一体となって業務を履行してください。
- (4) 事業共同体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めてください。
- (5) 「5 参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）及び参加資格確認申請受付票（様式5）については、事業共同体の代表者が提出してください。また、参加者概要表（様式3）については、構成員の全員分を提出してください。
- (6) 「5 参加資格の確認」の提出書類のほか、次の書類を提出してください。
 - ア 事業共同体結成届（様式6）

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添仕様書に基づき作成してください。

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式7）
 - ② 企画提案書（様式任意）
 - ③ 経費見積書（様式任意）
 - ④ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（*女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合のみ）
 - (i) 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
 - (ii) 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証（※1）の写し
 - (iii) 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
 - (iv) 秋田県知事表彰（※2）の受賞に関する表彰状の写し
- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
- ※2 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。
- ⑤ 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料（*賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）
 - (i) 令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算したもの）
 - (ii) 「パートナーシップ構築宣言」の写し

(2) 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時

(3) 提出先

12の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送、電子メールによる。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出してください。なお、持参又は郵送の場合の部数は、(1)の②は6部、その他は各1部とします。

(5) 留意事項

- ① 提出する企画提案は、1者につき1案とします。
- ② 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- ③ 提出期限後における提出書類の書換え、引換え又は撤回は認められません。
- ④ 提出書類は、原則としてA4判とします。なお、持参又は郵送の場合は、企画提案書のうち1部について、ホチキス留めせずダブルクリップ等で綴じてください。

8 受託候補者の選定

(1) 選定方法

7(1)の提出書類、対面によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、第1順位者を受託候補者として選定します。なお、提案者が多数の場合は、書類審査による選抜を行う場合があります。なお、企画提案の内容を実施するための費用の総額が委託契約上限額を上回る場合は、審査の対象外とします。

(2) 企画提案内容の審査

① 日時

令和8年6月2日(火)午後1時30分～

各参加者のプレゼンテーションの時間は、参加資格の確認結果を通知する際に連絡します。

② 場所

※審査会場：秋田県庁内 会議室

③ プレゼンテーションは各応募者15分以内とし、引き続きヒアリングを10分程度実施します。

④ 天変地異等の事由により、予定した参加者の大半が参加できない場合は、審査委員で審査会の繰り延べ等について協議し、その対応について改めて通知します。

⑤ 審査会で最も優れていると認めた方を本業務の受託候補者として選定します。

(3) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外します。

① 提出書類に虚偽の内容が記載されていると認められる場合

② 関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合

③ 本実施要領に定めた条件に適合しない場合

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、審査終了後速やかに各参加者に書面により通知するとともに、秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」で公表します。

9 契約の方法

(1) 8により選定された受託候補者と単独随意契約します。

(2) 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

(3) 受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第177条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県に納付する必要があります。ただし、受託者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類・規模がほぼ同じである契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した場合など、同規則第178条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選

定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(5) 再委託

- ① 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に県に書面で提出し、承認を得てください。

10 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画提案競技に当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出された企画提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (5) 県は提出された書類は、返却しません。
- (6) 県は提出された提案書を当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しません。
- (7) 県は提出された提案書の機密保持に十分配慮します。
- (8) 参加者は、企画提案書作成のために県から受けた全ての情報について県の了解を得ずに公表および使用しないでください。

12 事務局

秋田県農林水産部 水田総合利用課 農産・複合推進チーム

住 所 〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

電 話 018-860-1786

電子メール suiden@pref.akita.lg.jp

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/suiden>